政令第百六十五号

古物営業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

古物営業法の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

古物営業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十一月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十六号

古物営業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（古物営業法施行令の一部改正）

第一条　古物営業法施行令（平成七年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改める。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第二条　地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表二十八の項中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

附　則

この政令は、古物営業法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十一月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五十一号から第百八十号まで」を「第五十二号から第百八十一号まで」に改め、第百八十号を第百八十一号とし、第五十一号から第百七十九号までを一号ずつ繰り下げ、第五十号の次に次の一号を加える。

五十一　ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第五十五号）第二十八条の規定による交付金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十一月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十八号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十三年四月十三日」を「令和三年四月十三日」に改める。

別表第一の四の項（三）2中「パルスジェットエンジン」の下に「、デトネーションエンジン」を加える。

別表第一の六の項（三）中「又はその部分品、附属品若しくは制御装置」を削る。

別表第一の七の項（十七）中「附属品」の下に「（一〇の項の中欄に掲げるものを除く。）」を加える。

別表第一の一〇の項（十一）の次に次のように加える。

（十一の二）	光センサーの製造用のマスク又はレチクル	

別表第一の一四の項（二）中「物質」の下に「（四の項の中欄に掲げるものを除く。）」を加える。

別表第三の三中「七の項（十五）」を「七の項（二）若しくは（十五）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

3　農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成三十年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　安倍　晋三